

(個々の法令違反行為の詳細)

① 標識の掲示に係る不備

業務開始日以降検査基準日までの間、本店及び群馬営業所において、金融先物取引業者の登録を受けたことを表す標識を公衆の見やすい場所に掲示していない。

上記の行為は、金融先物取引法第66条第1項に違反するものと認められる。

② 契約締結前に交付すべき書面に係る記載すべき事項の未記載

業務開始日以降検査基準日までの間、金融先物取引の受託等を内容とする契約を締結した顧客134名に対し、金融先物取引法第70条第1項に基づく同法施行規則第19条第1項各号に規定する以下の記載すべき事項を記載していない金融先物取引法第70条第1項に規定する契約締結前に交付すべき書面を交付している。

イ 加入する金融先物取引業協会の有無（金融先物取引法施行規則第19条第1項第3号）

ロ 店頭金融先物取引に関し顧客の判断に影響を与える重要な事項（金融先物取引法施行規則第19条第1項第4号ル）

（取引に係る通貨の売付けの価格及び買付けの価格の決定方法に関する事項）

ハ 金融先物取引の受託等に係る禁止行為に関する事項（金融先物取引法施行規則第19条第1項第5号）

上記の行為は、金融先物取引法第70条第1項に違反するものと認められる。

③ 成立した取引に係る書面の未交付

業務開始日以降検査基準日までの間に受託した全取引に係る、金融先物取引法第71条第1項に規定する取引が成立した時に交付すべき書面（以下「成立した取引に係る書面」という。）について、同法同条第2項において準用する同法第70条第2項に規定する方法（同法第70条第2項に規定する方法を、以下「電磁的方法」という。）により提供しているが、当該方法により交付したものとみなすための同法第70条第2項に基づく同法施行令第14条第1項及び同法施行規則第19条の2第2項第2号に規定する以下の要件を満たしていない。

イ 電磁的方法により提供するに当たり、顧客の承諾を得る際に示すべき、用いる電磁的方法の種類及び内容の表示（金融先物取引法施行令第14条第1項）

ロ 書面に記載すべき事項を顧客ファイルに記録する旨又は記録した旨の顧客への通知（金融先物取引法施行規則第19条の2第2項第2号）

上記の行為は、金融先物取引法第71条第1項に違反するものと認められる。

④ 委託証拠金の受領に係る書面の未交付

業務開始日以降検査基準日までの間における委託証拠金の受領に際し、6顧客（8回）に対し、金融先物取引法第72条第1項に規定する委託証拠金の受領に係る書面を交付していない。

上記の行為は、金融先物取引法第72条第1項に違反するものと認められる。

⑤ 業務に関する帳簿書類の未作成等

イ 業務開始日以降、金融先物取引法第78条に基づく同法施行規則第26条第1項各号に規定する業務に関する帳簿書類（以下「業務に関する帳簿書類」という。）のうち以下のものについて、作成・保存していない。

(イ) 金融先物取引元帳（カバー取引に係るもの）（金融先物取引法施行規則第26条第1項第2号）

(ロ) 金融先物取引建玉残高帳（カバー取引に係るもの）（金融先物取引法施行規則第26条第1項第4号）

ロ 業務開始日以降、「業務に関する帳簿書類」のうち以下のものについて、一の帳簿で全ての帳簿を兼ねているとしているが、当該帳簿においては、本来各帳簿において金融先物取引法施行規則第26条第1項別表第4に基づき記載すべき以下の事項を記載していない。

〔帳簿書類の種類〕

〔記載していない記載すべき事項〕

(イ) 金融先物取引注文伝票 市場名、種類、受託方法

(ロ) 金融先物取引元帳 市場名、種類

(ハ) 証拠金等元帳 市場名

(ニ) 金融先物取引建玉残高帳 市場名、種類、前日建玉又は未決済金額

上記の行為は、金融先物取引法第78条に違反するものと認められる。

⑥ 公衆の縦覧に供する説明書類の未作成

平成18年3月期について、金融先物取引法第80条に規定する「業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類」を作成していない。

上記の行為は、金融先物取引法第80条に違反するものと認められる。

⑦ 自己資本規制比率を記載した書面の未作成

平成18年3月及び6月の末日について、金融先物取引法第82条第3項に規定する「自己資本規制比率を記載した書面」を作成していない。

上記の行為は、金融先物取引法第82条第3項に違反するものと認められる。

⑧ 外務員登録を受けていない者による受託契約等の締結の勧誘

イ 金融先物取引法第95条第1項に規定する外務員登録を受けていない従業員3名に対し、正社員として採用以降検査基準日までの間、受託契約等の締結の勧誘を行わせている。

ロ 業務開始日以降検査基準日までの間に当社を退職した元従業員22名について、当社に在籍していた間、金融先物取引法第95条第1項に規定する外務員登録を受けていなかったにもかかわらず、受託契約等の締結の勧誘等の営業行為を行わせていた。

上記の行為は、金融先物取引法第95条第2項に違反するものと認められる。

⑨ 本人確認等義務違反

イ 業務開始日である平成18年4月3日、金融先物取引法の一部を改正する法律（平成16年12月8日法律第159号）附則第2条第1項に基づく経過措置適用会社であった金融先物取引業者から営業譲渡を受け、顧客97名の口座を引き継いでいるが、当該顧客のうち、同日以降に新たに金融先物取引を行った71名について、取引を行うに際し、本人確認を行っていない。

ロ 平成18年4月3日以降に口座を開設した個人顧客（検査基準日現在133名）のうち、郵送により本人確認書類の送付を受けた顧客全てについて、取引に係る文書を送付していない。

ハ 平成18年4月3日以降に口座を開設した法人顧客1名について、法人の履歴事項全部証明書（原本）の提示を受けたものの、取引の任にあたる自然人についての本人確認を行っていない。

ニ 平成18年4月3日以降に口座を開設した全顧客（検査基準日現在134名）について、本人確認記録を作成していない。

上記イ及びロの行為は、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第3条第1項に、ハの行為は、同法同条第2項に、ニの行為は、同法第4条第1項にそれぞれ違反するものと認められる。